

令和2年度



健全化判断比率等審査意見書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

琴浦町監査委員

目 次

1 令和2年度財政健全化比率等審査意見書	1
----------------------------	---

【用語説明】

実 質 収 支 : 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支 : 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実質単年度収支 : 単年度収支に、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立金及び繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩額)を差し引いた額

実質赤字比率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、一般会計等の実質収支(赤字)の割合

標準財政規模 : 地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す

【算定式】 標準財政規模 = (標準税収入額) + (普通地方交付税額) + (地方譲与税)

連結実質赤字比率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、全会計の実質収支(赤字)の割合

実質公債費比率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、公債費(借金返済)の割合で、資金繰りの危険度を示す。
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準時世規模に対する比率3カ年の平均値で表される。

将来負担比率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、将来的に負担する可能性のある借金の割合

資金不足比率 : 事業規模(会計の収入)に占める、資金不足の割合

早期健全化基準 : 財政状況はかなり悪化しているが自主的な努力により何とか財政の健全化が図られるだろうという段階
(イエローカード)

財政再生基準 : 財政状況はかなり悪く、国・県の強力な関与のもとで確実な財政再生を実行しなければならない段階
(レッドカード)

経常収支比率 : 義務的性格の経常経費に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

【算定式】
$$\frac{\text{(経常経費充当一般財源)}}{\text{(経常一般財源総額)} + \text{(減収補填債特例分)} + \text{(臨時財政対策債)}}$$

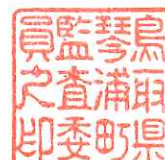


発 監 第 1 3 号

令和 3 年 8 月 1 8 日

琴浦町長 小 松 弘 明 様

琴浦町監査委員 稲 田 裕 司



同 桑 本 始



令和 2 年度地方公共団体の財政の健全化法に基づく琴浦町の健全化
判断比率及び資金不足比率の審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の
規定に基づき、審査に付された令和 2 年度決算に係わる財政健全化判断比率及び資金
不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査結果に
ついて、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、琴浦町監査基準に準拠し、町長から提出された令和2年度琴浦町健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として関係職員の説明を聴取し、審査手続きを実施した。

については、本事業の経営内容を把握するため、係数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

2 審査の期日

令和3年7月16日(金)～ 7月20日(火)

3 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された、健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

第1表【財政健全化判断比率】

(単位:%)

比率区分	令和2年度 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— ※赤字無し	14.20	20.00
②連結実質赤字比率	— ※赤字無し	19.20	30.00
③実質公債費比率	14.3 [※対前年度0.1ポイント悪化]	25.00	35.00
④将来負担比率	95.1 [※対前年△23.5%]	350.00	
⑤資金不足比率	資金不足はなく、数値なし。		

(2)個別意見

▼財政判断比率、資金不足比率

早期健全化基準(超過の場合、起債の許可制度への移行)及び財政再生基準(超過の場合、財政健全化団体(起債制限)への移行)は、数値なし。また、基準を下回っている。

① 実質赤字比率

標準財政規模に対する普通会計(一般、住新会計)の実質赤字額の割合。
赤字はなく、数値なし。

② 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する連結実質赤字額(普通会計、すべての特別会計、公営企業会計)の割合。
各会計において赤字はなく、数値なし。

③ 実質公債費比率【令和2年度:14.3%】(対前年度:+0.1%、元年度14.2%)

【悪化の要因】

[分子]

地方債の元利償還金 1,520,296千円(+10,574千円、+0.7%)

[地方債元金償還が27,360千円増加]

準元利償還金全体では、改善となったが、公営企業の公債費の増加に伴い公営企業の地方債償還の財源に充てたと認められる一般会計の繰出金が増加した。

(農業集落排水事業特別会計繰出金 +1,985千円、下水道事業特別会計 +3,600千円)

特定財源 49,230千円 (△7,450千円、△13.1%)

[公営住宅使用料を充当する公営住宅管理費の増加に伴い、地方債償還に充当可能な住宅使用料が減少]

【改善の要因】

・準元利償還金 578,724千円 (△3,291千円、△0.6%)

[鳥取県中部ふるさと広域連合に係る常備消防費が △8,889千円]

・標準財政規模 6,579,430千円(+316,078千円、+5.0%)

[普通交付税 +282,651千円、臨時財政対策債発行可能額 +9,643千円]

第2表【実質公債費比率の状況】

(単位:千円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	1,520,296	1,509,722	1,534,514
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金	557,738	552,259	529,356
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	19,457	28,322	26,984
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	1,529	1,434	1,602
特定財源の額	49,230	56,680	64,388
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	404,868	411,696	408,328
災害復旧費等に係る基準財政需要額	896,071	882,766	886,445
基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	9,532	9,570	9,589
標準税収入額等	2,247,069	2,223,285	2,219,869
普通交付税額	4,114,452	3,831,801	3,842,572
臨時財政対策債発行可能額	217,909	208,266	279,105

(単位:%)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実質公債費比率(単年度)	14.03160	14.74043	14.36727
実質公債費比率(3カ年平均)	14.38		

④将来負担比率

〔令和2年度：95.1%（対前年度：△23.5%、元年度：118.6%）〕

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

今年度は、23.5ポイント改善された。繰上償還(297,788千円)による地方債現在高の大幅な減少と地方交付税の増加(対前年度:+282,651千円)等によるものであり、引き続き将来的な財政負担を減少させられるよう努められたい。

【改善の要因】

<分子>

・将来負担額 20,684,000千円(△2,098,245千円、△9.2%)

(地方債現在高 △1,239,985千円)

〔地方債発行額 4億9,102万2千円を地方債元金償還額 17億3,100万7千円以下とするとともに、前年度決算による繰越金等を財源とした繰上償還 2億9,778万8千円を行ったことによる。〕

・債務負担行為支出予定額 △31,711千円

〔県営土地改良事業に係る利子補給金の将来負担額の減によるもの。〕

<分母>

・標準財政規模 6,579,430千円(+316,078千円、+5.1%)

〔基準財政需要額の増加によるもの〕

(普通交付税 +282,651千円、臨時財政対策債発行可能額 +9,643千円)

⑤資金不足比率

対象は、水道事業、農業集落排水事業、下水道事業、船上山発電所管理の4会計。
いずれも資金不足はなく、数値なし。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

【資料】将来にわたる実質的な財政負担

計算上(一昨年度データ)ではあるが、この表からは、将来にわたる実質的な財政負担について、鳥取県下で琴浦町は非常に高く、それだけ住民一人当たりの負担率も高いと言える。

第30表【令和元年度普通会計決算(将来にわたる実質的な財政負担)】

(単位:千円)

町村名	区分	地方債現在高 (A)	債務負担行為 (B)	積立金現在高 (C)	実質的な財政負担 (A)+(B)-(C)	
						住民一人当
岩 美 町		7,400,817	117,259	2,367,074	5,151,002	449
若 桜 町		3,799,860	171,230	1,836,420	2,134,670	681
智 頭 町		7,865,154	269,196	2,458,805	5,675,545	823
八 頭 町		12,007,763	172,450	6,447,638	5,732,575	339
三 朝 町		4,906,138	123,523	2,825,526	2,204,135	342
湯 梨 浜 町		12,638,318	21,600	5,708,978	6,950,940	413
琴 浦 町		12,734,708	759,973	3,113,119	10,381,562	601
北 栄 町		7,125,674	414,691	3,222,450	4,317,915	289
日 吉 津 村		2,442,139	20,351	813,447	1,649,043	464
大 山 町		9,917,020	537,519	5,915,381	4,539,158	280
南 部 町		5,907,881	404,955	3,126,980	3,185,856	296
伯 耆 町		6,121,192	92,298	3,899,654	2,313,836	213
日 南 町		7,423,427	246,183	5,108,233	2,561,377	569
日 野 町		2,893,510	236,957	2,262,137	868,330	284
江 府 町		4,087,927	1,231,176	1,390,388	3,928,715	1,379

出典: 令和2年度鳥取県市町村要覧